

第八十五回国会 衆議院 物価問題等に関する特別委員会連鎖販売・ネズミ講等調査小委員会議録 第一号

第一号

本小委員会は昭和五十三年九月十八日(月曜日)委員会において、設置することに決した。

九月十八日

本小委員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

- 加藤 紘一君 片岡 清一君
- 中村 靖君 堀内 光雄君
- 武部 文君 西宮 弘君
- 宮地 正介君 米沢 隆君
- 藤原ひろ子君 依田 実君

九月十八日 片岡清一君が委員長の指名で、小委員長に選任された。

昭和五十三年十月十一日(水曜日)

午後二時二十五分開議

出席小委員

小委員長 片岡 清一君

- 加藤 紘一君 堀内 光雄君
- 武部 文君 西宮 弘君
- 宮地 正介君 米沢 隆君
- 藤原ひろ子君 依田 実君

出席政府委員

経済企画庁国民生活局長 井川 博君

小委員外の出席者

- 物価問題等に関する特別委員長 美濃 政市君
- 物価問題等に関する特別委員 金子 みつ君
- 衆議院法制局第一部長 上田 章君
- 内閣官房内閣審議官 小森 清美君
- 公正取引委員会事務局長 川井 克俊君
- 引部取 引部取

- 警察庁刑事局長 佐野 匡臣君
- 安部保安課長 吉岡 博之君
- 経済企画庁国民生活局長 加藤 和夫君
- 経済企画庁国民生活消費行政第一課長 佐藤 道夫君
- 法務省刑事局刑事課長 岡崎 洋君
- 大蔵省銀行局総務課長 有安 正雄君
- 国税庁直税部署理課長 石井 久夫君
- 文部省大学局学生課長 矢橋 有彦君
- 通商産業省産業政策局商政課長 金子 憲五君
- 自治大臣官房企画室長 曾根原幸雄君
- 特別委員会第二調査室長

本日のお話に付した案件

無限連鎖講の防止に関する法律案起草の件

○片岡小委員長 これより連鎖販売・ネズミ講等調査小委員会を開会いたします。

無限連鎖講の防止に関する法律案起草の件について調査を進めます。

無限連鎖講の防止に関する法律案起草の件について調査を進めます。本小委員会は、いわゆるネズミ講による被害が拡大している現状にかんがみ、これを防止するため、設置以来各小委員間における意見の交換及び関係政府当局に対する質疑並びに参考人からの意見の聴取などを行い、さらに各党間の意見調整を行うための作業を進めてまいりました。

まず無限連鎖講の防止に関する法律案の草案は、各党の意見をもとに小委員長の手元で作成したものであります。

無限連鎖講の防止に関する法律案小委員長案

○片岡小委員長 本草案及びこれに関連して発言の申し出がありますので、これを許します。武部文君。

○武部小委員 私は、皆さんのお手元に配付されておりますこの小委員長私案にかかわる条文の問題点について、この席上で明らかにしておきたいことがありますので、逐次お尋ねをいたしますから、明快なお答えをお願いしたいと思います。

当委員会は、諸種の事情から公開をしないで、相当具体的な内容まで質疑を交わし、参考人の皆さんにもおいでをいただいているとやりとりをいたしました。委員会五回、小委員会九回、これを通じて大体的内容は明らかにしましたが、これからこの法案に基づいて起る具体的なことを、私も各各省庁の皆さんの御意見を聞きたいということからお尋ねするわけであります。

最初に、この法律が施行された場合に、この対象となるネズミ講の組織というものは現在時点でどの程度あるのか、それは何府県にまたがってあるのか、これを警察庁からお伺いをいたしたい。

○佐野説明員 要綱なり法案の中身が確定しておらぬ段階で警察で公判資料その他を集めたり、あるいは関係の府県に若干聞いてみたというふうな形でとらえた数字でございますので、まだこれからフォローするなりあるいは検証してみないと正確なことは申し上げかねるというのが実は実情でございますが、あえて五月時点で幾つぐらいあ

ったかと申しますと、私の方の把握では六十八支部ほど今度の法案の対象になるのかなと思われものがございます。それから関係都道府県ということで申し上げますと、約四十都道府県にまたがりはせぬか。これはあくまで相当推測なり判断の問題が入っておりますということを前提で御承知おきいただけたらと、かように考えております。

○武部小委員 いま六十八支部とおっしゃったわけですが、これは一つの組織の支部があちこちにあるのを指して言っておられると思うのですが、そうではなくて、たとえば天下一家の会の組織、それから会員主導型、会主導型というものがあつたわけですね。小さなものがある。天下一家の会というのとは一番大きいけれども、これは会員主導型、会主導型のものを含めて何組織ありますか。

○佐野説明員 これは天下一家の会の方のパンフレットとか公判資料等突き合わせますとまだ多少そこがございますが、私どもの把握した範囲では、いま申しました六十八のうち、天下一家の会以外のものが九つございます。したがって、五十九が天下一家の会の支部組織であろうか、かように考えております。

それから、いま申しましたのがいわゆるお金を直接やりとりするといいますが、そういつたいわゆるネズミ講の典型的なものかと思いますが、それ以外に、御指摘がございました、お金そのものがやりとりされないで、何かサービスだとかあるいは物が乗っかっていって物の割引とかいうふうな形の、あえて役務提供型とでもいいたしうか、その種のもの支部の組織数で約七個ほどございまして、関係都道府県としましては三都道府県という数字が上がつておると思っています。

○武部小委員 わかりました。それで警察庁と法務省の刑事局にお尋ねいた

しますが、この法律の第二条でネズミ講を定義しておるわけでございます。会主導型はいま出資法でいろいろ摘発を受けておるわけですが、会主導型及び会員主導型のネズミ講の開設や運営あるいは勧誘、そういうものについてこの定義で確実に検査をして公判維持ができる、そのような確信を持っておられるかどうか、この点を最初に警察庁に、また、刑事局の方はそれで公判維持ができるというふうに理解しておられるかどうか、それをお伺いしたい。

○佐野説明員 具体的に検査できるかどうかという御質問でございますが、これは訴訟上の筆証の問題とかいろいろ問題に関係いたしますので、検査できるかどうかという点に關してのお答えですと、ちょっといたしかねる。ただ、問題は、ネズミ講の典型的な構成要件は二条に書いてございまして、その要件に該当するものがAであろうとBであろうとあるいはCであろうと、とにかくその種の構成要件に当たるものにつきましては私もとしては従来の取り締まりより一歩も二歩も進んだ取り締まりができるのじゃないかというふうには考えております。

それから、あとは会主導型と会員主導型という御指摘がございましたが、これも実はよく調査してみなければわからぬ点も多いかと思ひます。問題は、変形なり多少形容詞的な面がいろいろついておりまして、それぞれある意味では千差万別というふうな性格もございまして、これも一概には申し上げられぬのですが、一般的には会が主導しているものに関しては現在でも出資法ですか、この種の既存の法令で対処いたしております。したがって、その種のものでも今度の二条の要件に当たってくるものがあるれば、それはその限りにおいてはこの適用ということも考えられようかと思ひますが、いずれにいたしましてももう少し実態なり捜査ないしは調査といましようか、その種のもの総合的にでき上がった段階でもう一遍いま申し上げました点についても見直しをやってみたい、かように考えている次第でございます。

○佐藤説明員 お答えいたします。

現在、犯罪になりませんネズミ講につきましては、われわれその実態をつまびらかにいたしておりませんが、幸い熊本のネズミ講につきましては詐欺その他で告発がございまして、刑事事件として処理したという実績がございまして、その観点から、当時収集いたしました資料に基づいて考えられます。本構成要件にそれなりに当てはまるものというふうには考えられます。

その他、会主導型と称する現在の出資法によって規制をしておるネズミ講、これもある程度実態がわかっておりますので、このものにつきましてもこの構成要件によって十分規制は可能であるというふうには考えております。

○武部小委員 そういたしますと、従来の出資法による取り締まりとこの新しい法律による取り締まりについては、新たな観点で第二条を生かせば会主導型のものも取り締まることができるといふようにあなたの方では御理解になっておると考えてよろしゅうございませうか。

尋ねたいです。マルチとの関係についてはこの法律は問題ないと考えておるのか、その点はどうかということと、特に訪販法の連鎖販売取引から政令で除かれているところの少額のマルチ、そういうものはこの法律で罰せられるということになりかねないという意見がありますが、これについてどうお考えですか。通産省。

○矢橋説明員 御答弁申し上げます。

まず第二条の定義とマルチ商法の関係でございますけれども、マルチ商法は申すまでもなく商品の販売を目的としたものでございまして、また会員の階層も無限に下へ広がっていくというものでございまして、通常はせいぜい三段階とか四段階とまりで有限となっております。このようにことから申しまして、私どもの考えではおのずから第二条の定義とマルチ商法との間の交通整理はついでと考へている次第でございます。ただ、たとえば実質的にはネズミ講でありながら新法脱法のために名目的に商品流通を伴うようにしたようなものにつきましては、実態に着目して本法でお取り締まりを願いたい、かように念願している次第でございます。

それから、御質問の第二点でございました訪販法の政令で除かれておりますいわゆる少額マルチと新法との関係でございますけれども、御指摘のように、訪販法の方では特定負担、つまり最初の商品代金と取引料の合計額が二万円未満の場合にはマルチ商法の定義から外れておりまして、したがって訪販法の適用外となっております。先ほど申し上げましたように商品の販売を目的としたものと、会員の階層が数段階で有限であるというものと、これらにつきましてもおのずと新法との間に交通整理ができておまして、つまり普通はその適用にはならないと考へている次第でありまして、特に問題はないように存じている次第でございます。

われわれはこの委員会でマルチの問題を取り上げたときに、マルチとネズミは根は一つだ、ネズミの上に商品が乗っかって走り回るのがマルチだ、こういう定義でいろいろ論議もしそれなりに取り締まりをしてもらったわけですが、警察庁はマルチを訪販法で取り締まりをして何件か検査もしておるわけですが、この法律が施行されてから二年たつておるわけですが、しかし、いまだにマルチは残存をしております。そういうことは、この訪販法には限界があるのじゃないかと思われまして、特にこの訪販法が制定されるまでの通産省の答弁、当時の天谷局長、現在のエネルギー庁長官であります。通産省は、この法律が施行されればマルチの残存の余地はないということを明かに言い切っておるのであります。しかし現状はそうではない。しかも訪販法によって摘発された内容を見るに一番下の者がつかまって、肝心な開業者、特に日本最大のベストライン・プロクターの外人はいずれも逮捕が出ておりながら海外に逃亡しておる、そういうことで一向にこの成果が上がっていない。われわれは、このマルチの問題を明らかにしたときに、こういう肝心な開業者が逮捕されないで未端の勧誘だけが逮捕されていくというようなことではだめだということを強く要求してきたわけですが、この訪販法そのものは、ちょっと言葉は言い過ぎかもしれませんが、今日さる法だと言つてもいいぐらい効果を上げていない。先ほど申し上げるように、ジェームズ・アノットという責任者はずでカナダに逃亡しておるわけですね。警察庁の方は追つていったけれどもどうとうどうにもならなかった。こういうことが現実にあるわけですが、今回われわれがこのネズミ講の問題をこうして取り上げる、先ほど言うように根は一つだということになるならば、当然この法律と関連をして訪販法というものは改正する必要があるのじゃないか。それは先ほど言ったような具体的な例から見ればその必要があるというふうに思ふのですが、通産省はどういう

ふうにて考えていますか。

○矢橋説明員 いただいたの御指摘は、要約いたしますと、恐らく現在のような行為規制でなくて新法のような禁止法のようなものも考えてはいかがかというふうな御指摘と理解した次第でございます。

そこでその問題でございますけれども、私どもといたしましてはマルチ商法を全面禁止とする対処の仕方は必ずしも適当ではないんではないかと考えている次第でございます。と申しますのは、既に全面禁止、直罰ということになりますと、当然のことでございますけれども罪刑法定主義のためから申しまして構成要件を厳格に限定する必要があるわけでございます。しかるにマルチ商法の実態にはきわめて多様なパターンがございます。また、法規制に対応いたしました、変幻自在と申しますか、すぐ対応して形態を変化していくというような余地も大きいものと考えているわけでございます。つまり、そのようにいたしますと脱法のおそれがかえって大きくなって問題ではないかという点が第一点でございます。

いま一つ、技術的な問題といたしまして、いわゆる悪いマルチとマルチでも問題のないもの、あるいはさらに進めて申しますと特約店制度とかサブフランチャイズ制度と申しますような正常な商取引の形態、こういうものを文言上明確に区分することは非常にしづらいことであると考えているわけでございます。

以上申し上げましたようなことから、私どももいたしましたしましては、マルチにつきましては営業の形態をある程度緩やかに広く決めておきまして、そして悪い行為を直に締めると申すというふうな現在の法律の形が一番妥当ではないかと考えている次第でございます。そうは申しませんが、冒頭だいたいま先生からおしかりを受けましたように、ねらいは悪いマルチの実質的な全面禁止でございますわけですから、私どももいたしましては、法施行はもとよりのことでございますが、加えて啓蒙普及等一生懸命いたしまして、悪いマル

チの実質的な禁止に一步でも近づきようには最大の務めを果たしたい、かように考えている次第でございます。

○武部小委員 きょうはマルチの問題ではありませんからこれは宿題にしておきたいと思っておりますが、私はよいマルチ、悪いマルチという区分はないと思っております。よいマルチというものは存在をしないという立場でおりますが、これはいづれにしても首謀者が罰せられなくて一番末端の行為者が罰則にひっかかるという、そういう具体的な事実が今日起きておるわけですから、こういう問題について罰法の洗い直しをする必要がひとつあるんじゃないかと思うんですが、これはいづれ改めてまた別の機会にやりたいと思っております。

そこで、今度は、本法が施行された場合にいろいろの脱法行為が行われるだろうということが予測できます。それはいままでの例から見ても明白であります。それは本法の罰則の規定の適用に当たって警察庁あるいは法務省はこの問題についてどういふふうにお考えになっておりますか、これをお聞きしたい。

○佐野説明員 御指摘の点ですが、問題はこういう態様のものが出てくるかという予測がちょっとつきかねると思っておりますが、あえて予想されるような幾つかのパターンを考えた場合に、その種のものはいわゆる伝播性に非常にブレイクがかかるようなパターンしかあは考えられないのじゃないかという感じがいたしますので、むしろ当面はこの規制で相当程度の効果が上げ得るのではないかと申しております。したがって、いま申しあげたように、事実が出た場合、その事

実判断あるいは筆証の問題はございますが、この種のもので鋭意取り締まりに努めてまいりたい。それからさらにこれではみ出るものがあるだろうから、はみ出るものが仮にありまうといたしますれば、いま申しあげたように比較的一挙に拡大したりあるいは幅広く進展するという問題に關して非常にブレイクがかかるようなやり方でやらざるを得ないというふうなものにならうかと思っております。

ので、現段階ではこの法案で十分警察庁としては対処できるというふうな判断をいたしております。

○佐藤説明員 現在各方面におきましてネズミ講として問題にされておりますような案件につきましては、この法律によって十分取り締まりが可能であるということはまず言いたいと思っております。それから先、法律を施行いたしました後におきまして、これは言うならば法律と人間の知恵比べというところでいろいろな脱法手段を考えてくることもあるいは想定され得るかもしれません、いづれにいたしましても将来の脱法手段を予想いたしましたあいまいな構成要件を立てておくということには許されたいわけでございますので、仮に万が一そのような脱法的な類型が輩出した場合には、やはりその段階におきまして検討するというふうになるのが法律の筋ではなからうかというふうにお考えになっております。

○武部小委員 私がこれ申し上げたのは、なるほどおっしゃるとおり、本法施行後において彼ら起すからこれについて判断をする、これは筋だと思っております。しかし、いままで私どもの委員会でもとりとりの資料をとったりした中でわかったこととは、これは一筋なわけではいかぬ、いろんな形で脱法行為をやってくるだろう、今日までそのことを繰り返してついでついでというものを具体的に事実としてつかんでおるわけですから、したがって、この法律は彼らにとっては大変問題の法律になるだろうということは当然であります。当然施行になって実施の間にもそういう具体的な事実が発生するであろうと私どもは予想しておるわけでありまして、たとえば長野地裁の判決がずらっとあるわけですが、長野地裁の裁判の進行の中における彼らの発言、そういうものをみんな私どもは承知しておりまして、そういう行為はこれから必然的に出てくるであろう、そういうことを予想いたしますので、ぜひこの脱法行為には十分目を光らせて応用は的確にひとつやっつけていただきたいと思

うことは要項として申し上げておきたいと思っております。

次に、第四条の關係であります。第四条は「調査及び啓もう活動」ということになっておりますが、実際にネズミ講がどういふ具体的な活動をしておるか、その内容について調査をするものは主として警察庁の防犯という形でおやりになるだろう、またそうでなければこの法ではなかなかこれに思いつくわけですが、警察庁はこの第四条に關連して必要に応じてそういう調査をやっていたらどうか、その点をお聞きをしたいと思います。

○佐野説明員 実質的な意味で私どもの防犯活動だとかあるいは捜査活動の周辺の問題ということでは最大のといえましょうか相当支えになるということとは申し上げられようかと思っております。もちろん私どももそういう気構えである程度の実験掌握というものに努めていきたいと思っております。ただ、形式的な法文だけの問題で申し上げますと、ここに書いてございます四の「調査」あるいは「啓もう」といふものにつきましては、一応関係省庁がそれぞれ所管に応じて調査活動なり啓蒙をやるといふ形になってございます。もちろん、犯罪捜査という面では、もっぱら私どもの責任においてやるということになるかと思っております。いま申しあげた調査とか啓蒙という問題になりますと、その他いろいろございまして各省庁の中の一つということ、しかもその一つ一つは、形式的には調査というよりは犯罪捜査上の情報ないしは警察が業務の遂行上必要ないろいろな情報を掌握しておる、そういうものをいろいろ関係機関にはね返す、あるいは啓蒙の素材にするとかいうような意味におきまして十分機能はいたしたいと思っております。法文そのものからいいますと、たとえば罰則がつかないような禁止行為もございまして、P Rとかいふような問題になりますと、私ども警察庁が、結果としてはある程度主になる向きも

あろうかと思いますが、全体の中の一省庁という  
ような位置づけでしか法文上は認めないというこ  
とにならうかと思ひます。

○武部小委員 おっしゃる通りに、啓蒙の問題は  
後で申し上げますが、調査というのは、たとえば  
経済企画庁に調査しろと言つたつてこれはなかな  
かできつこないで、この法律に基づいて具体的  
な犯罪の様子を調査するというのは、やはり警察  
庁においてやっていたかなければいかぬ。です  
から、調査の大綱は警察庁が握つておるとい  
う、調査の面でもやつてもらいたいというの  
が、私のあなたに対する期待であります。啓蒙の  
問題はまた別であります、調査というのは、や  
はり警察庁に的確にやつてもらいたいものだとい  
うことを特に要望しておきたいと思ひます。

次に、文部省であります、学生の中にネズミ  
講が非常に蔓延をしたということは、前回の委員  
会で私の方から提起をし、文部大臣もこれを了承  
して局長通達を各大学に流してもらいました。大  
変結構だと思ひますが、ついせんだつての四日の  
日に、私も物価の理事会对して出された三十  
五大学、京都、滋賀を中心とした各大学の学長署  
名捺印のネズミ講禁止の要請文を受け取りまし  
た。各理事の皆さん受け取つたわけですが、この  
ことは、特に大学にいまネズミ講がサラ金と結ん  
で蔓延しておる、したがつて一日も早くこの法  
律をつくつてほしいという要望だといふふうに私  
どもは理解したわけですが、したがつて、きょう私  
が文部省にお願ひをしたのは、学生に対する啓  
蒙活動、そういうものをやつてもらいたいと同  
時に、学生がこれにどう加入状況になつてお  
るのか、あるいは被害状況はどういふふうにな  
つておるのか、そういうものの調査をぜひやつて  
もらつて、被害を未然に防ぎようなそういう行為を文  
部省自身もやつてほしいということをお願い  
をしておきたいと同時に、これは各省庁にまた  
がるわけですが、これは大学生だけではなしに各  
種学校や予備校にも実は被害が出ておるのであり  
ます。いまも私は京都と滋賀のことを言ひました

が、この学生のネズミ講というのは非常に飛び火  
が速いのでありまして、すでに神奈川県大学その他  
京浜地区にももう相当飛び火をしていっているようであ  
ります。そういう意味で、学生のネズミ講の被害  
というのは非常に速い、地域がすぐ広がるのであ  
りまして、そういう面でも、前回局長通達を出して  
もらいましたが、この法律施行に基づいて、特に  
ねらわれておる学生及び各種学校や予備校につ  
いても政府機関としてぜひ各省庁において今後もそ  
のような調査、啓蒙をぜひやつてもらいたい、こ  
う思ひますが、いかがでしょうか。

○石井説明員 ネズミ講の問題が大学生等の間に  
広まつておるいろいろな問題があるといふこと  
で、御指摘のとおり関西地区の大学の先生方か  
ら私もいろいろお話を承つておりますが、今  
回この法律が成立いたしましたならば、前回  
大学局長名で通知を出したところではございま  
すが、また啓蒙はもちろんのこと、学生の加入状  
況、被害状況等、文部省の調査できる限度では  
ございりますが、そういう実情等も調査し、啓蒙に努  
めたいと思つておられます。

なお、各種学校あるいは予備校の問題もお話  
がございましたけれども、こういう学校等に対して  
も文部省から直接あるいは連盟等、こういう各種  
学校の連盟等がございまして、そういう機関を  
通じまして啓蒙等に努めたいと思つてござい  
ます。

○武部小委員 法務省刑事局に……。法務省刑事  
局はサラ金あるいはネズミ講の実態について調査  
をし、結果をこの間発表しておつたようであり  
ますが、こうしたことは今後必要に応じて法務省  
としてはやつていただけましようか、どうでし  
ょう。

○佐藤説明員 私どももいたしましては、犯罪の  
防止というものは恐らく取り締まり機関の努力の  
みによつては根絶しがたいといふことは多年痛切  
に感じておるところでありまして、できるだけ関  
係機関の協力のもとに一致団結して犯罪を撲滅し  
ていくという方針で終始臨んでおるところであり

まして、いろいろなことがございしますが、具体的  
に申し上げますれば、いろいろな事件があつた場  
合に、その事件から得られました資料等につきま  
しては行政サイドに、捜査の秘密を書きない限り  
におきまして流していろいろ検討を願うといふこ  
ともいたしております。また逆に、行政側から  
いろいろな御協力、資料の提供等をいただいでお  
るということもございまして、そういう線でお  
る四條に基づきます関係省庁の調査と、われわれが  
法務省の設置法に基づいて行つております調査と  
をうまくあいに兼ね合わせまして、この種犯罪  
の防止に当たつてまいりたいといふふうに考へて  
おるところでございます。

○武部小委員 わかりました。  
公正取引委員会、おられますか。——ネズミ講  
がマルチ商法に近いような脱法行為に出てきた場  
合に、公正取引委員会としてはあなたの方の任務の  
範囲内で調査をして、独禁法十九條のいわゆる不  
公正な取引方法、そういうものに該当すれば、マ  
ルチのときのようなそういう処置をとつていただ  
けるかどうか、この点、いかがでしょうか。

○川井説明員 お答えいたします。  
ただいま武部先生から御指摘がありました点は  
当然のところではございまして、今後この法案が成  
立いたしました後にどのような脱法行為が行われ  
るか、これは私もまだはつきりわかつておるわ  
けではございせんけれども、仮にそのような行  
為が、公正取引委員会が施行しております独占禁  
止法あるいは景品表示法、これらに抵触するよう  
なものでございすれば、私どももいたしまして  
はこれに対して積極的に対処してまいりますこと  
はもとよりのことでございます。

○武部小委員 この法律の第四條、「国及び地方  
公共団体は」という項目が入つたわけでありま  
すが、地方公共団体の広報紙その他を通じて自治  
体の住民に対する啓蒙活動を当然やつていただけ  
ると思つておりますが、自治省として、第四條どう  
でしょうか。

談活動あるいは広報活動等をやつておりますが、  
そういったものを通じて十分に本法の趣旨を徹底  
してまいりたいと思ひます。

○武部小委員 それじゃ経済企画庁。あなたの方  
はこの啓蒙の方にもいままでテレビを通じてたり新  
聞広告をやつたり、いろいろな形でネズミ講禁止  
のことをやつてこられました。それはそれなりに  
ある程度の効果があつたと思つておられます。そう  
いふものは続けていってもらわなければいけません  
が、特にあなたの方は、たとえば衣食住の問題か  
ら家庭管理の問題、健康、美容の問題まで、非常  
に広範囲にわたつて日常の国民生活に關連するも  
のについてやつてこられたわけですが、このネズ  
ミ講を含めて広く啓蒙活動をいままでもやつてこ  
られた。したがつて、今後このネズミ講の防止  
のために経済企画庁が啓蒙の総合調整をやつて、  
これからのネズミ講禁止に指導的な役割りを果た  
してもらいたいと思ひますが、どうですか。

○吉岡説明員 経済企画庁といたしましては、従  
来からネズミ講の問題も含めまして、先生おし  
やいますようにいろいろな幅広いもので、国民生  
活センターの広報媒体あるいは政府広報にお願ひ  
をいたしましたいろいろな啓蒙をやつてきたわけ  
でございます。今後ともネズミ講防止の啓蒙活動に  
つきましては、関係省庁と十分協議をしながらそ  
の調整に努めてまいりたいと思ひます。

○武部小委員 いままでいろいろ各省庁の見解を  
求めてきたわけですが、私ども、この法律がここ  
で決定した以後のことについて大変心配をしてお  
ることがあります。  
それは、今日まで当委員会が十数回にわたつて  
ネズミ講なるもの本質を私どもは究明してきて  
つて、これが本質的に成り立たないといふことをも  
つて詐欺的行為としたわけですが、いわゆる賭博  
的行為、ギャンブルというふうなものもそれに加  
味されるとかいろいろの意見もあり、最終決定の  
法案になつたわけですが、問題はこの法律公布  
後、この最後でございますように、「公布の日か  
ら起算して六月を経過した日から施行する。」とい

四

この期間が非常に重要な期間だと思えます。一  
体このネズミ講なるものに、起算して六カ月の経  
過した日から施行するという、この六カ月のうち  
に何が起きているかというのを実は私は非常に心  
配しておるのであります。言うならば、もう間違  
いなく駆け込み勧誘が行われるだろうということ  
は想定できるのであります。

言うまでもなく、一番最後の末端の者は自分の  
損害を取り戻すためには他の会員を勧誘しなけれ  
ば元は返らぬのです。このままどんずばりと禁止  
されたら後が来ない、後が来なければ泣き寝入り  
だ。そうやってくるとこれはもうがむしやりに死  
にも狂いで後発の会員の勧誘に当たるだろう。  
これを何としても食い止めなければいかぬ。その  
ためには一番必要なことは啓蒙だ。このネズミ講  
はもう禁止になったんだ、したがってこういうも  
のに入らなければならぬぞ、このネズミ講というも  
のは法律によって禁止されたんだということがわ  
かって初めて、わからずに勧誘される者もそこで  
足踏みをとして勧誘から逃れることができると思  
うのです。ところが、それをわからせなければ末  
端の一番被害を受けた者は、たとえば五万円を熊本  
に送って二十五万円をあつちにした、三十万円  
と孫をまる損です。それを取り返すためには子供  
と孫をつくらなければ自分の三十万円は元に戻り  
せんね。そのことを六カ月に必ずやってくるに  
違いない。それを懲罰するだろう、それをやれと  
言って大宣伝をするに違いないと私どもは見  
ているわけです。

したがって、六カ月の間のこの期間のうちに、一  
日も早く本法が決定すると同時に、このネズミ講  
なるものはかくかくのものでこれを勧誘した者は  
罰則を受けるし、これは成り立たないものだとい  
うことを全力を挙げて実は啓蒙してほしい。それ  
はもう経済企画庁を問わず各府庁ともそのこと  
をぜひ努力していただいて未然に被害を防いで  
もらいたい。駆け込み勧誘を何としても防がな  
ければならぬ。

同時に、財産の隠匿その他いろいろな形がとら

れるだろうと思えます。きょうは具体的なことは  
申し上げませんが、いろいろな形がすでに行われ  
つつあります。そういう具体的事実を私どもはつ  
かつおられます。こういう財産の移管の問題やそ  
ういうこともメスを入れていただかなければなり  
ませんが、一番大切なことは、これから勧誘され  
てわからぬうちに入っていく者は全部被害者にな  
るわけです。その点をぜひ配慮していただいて、  
各府庁とも調査、啓蒙の点については最大限の  
努力をさせていただきたい。これによってのみ  
被害を未然に防ぐことができるというふうに私は  
思っています。

内閣広報室長、見えておりますか。これは  
各府庁にわたるものであります。何分急なこと  
であって十分な予算の点は、私どもからはなかな  
か具体的な数字は申し上げられませんが、そうい  
う問題について十分な予算の配慮をしていただき  
たい。そうして各府庁が十分な協力をして、この  
六カ月の間のうちにひとつ大きな成果を  
上げるように努力をしていただきたい、このこと  
を最後に要請をしておきたいと思いますが、いか  
がでしょうか。

○小森説明員 お答えいたします。

いま先生御指摘のとおり、私ども、PRにつ  
まはして各府庁にお願いしながらできるだけの措  
置をとってまいりたい、御趣旨を十分体して進め  
てまいりたい、こう思っております。

○片岡小委員長 宮地正介君。

○宮地小委員長 本日、この無限連鎖講の防止に  
する法律案が小委員長提案で出されたわけでござ  
います。基本的な問題から伺っていきたくと思  
います。

まず、この法律の第一条の「目的」の基本的概  
念が、いわゆる行政犯であり、賭博類似犯として  
その発想の基本にある、こういうふうに行われて  
いるわけでございますが、長野地裁におけるいわ  
ゆる公序良俗に反する、こういう判決との関係、  
この辺を国民の皆さんがどのように理解をしてい  
つたらいいのか、法務省の見解をまず伺いたいと

思っています。  
○佐藤説明員 私からお答えするのが適当かどう  
かわかりかねますが、一応私の考えを申し述べさ  
せていただきます。

この第一条を読みますと、第二行目「い  
たずらに関係者の射幸心をあおり、第三行目「加  
入者の相当部分の者に経済的な損失を与える」と  
いうようなことが記載してございますので、この  
辺のところから考えてみましても、いわゆる民法  
上の公序良俗に反する行為であるという把握の仕  
方は十分に可能であろうかというふうに考えてお  
ります。

なお、長野地裁の判決、再三取り上げられてお  
るようでございますが、一番の判決でございますし  
て、あの件につきましては現在控訴中ということ  
もございまして、かような行為が即民事上の公  
序良俗に反するものであるというふうなこの段階  
で断定することはいかがかということも感じてお  
ります。

○宮地小委員長 そこで第四条の「国及び地方公共  
団体の任務」の中に「無限連鎖講の防止に關す  
る調査及び啓蒙の活動を行うように努めなければ  
ならない」とあります。啓蒙活動については各  
府庁、特に経済企画庁の範疇が大体多いと思いま  
すが、この調査、これも大体各府庁の現在の調査  
をそのまま継続して行うというふうに理解するの  
が正しいのか、特に中心として警察庁の防犯係が  
積極的に行っていくように理解した方がいいのか、  
特にこの調査という点について警察庁として  
は、この法律として具体的にどういうふうな受け  
とめておられるか、また、この新規立法を契機と  
してさらに積極的に行っていく考えがあるのかど  
うか、その点について伺いたいと思います。

○佐野説明員 警察の守備範囲というのは、御承  
知のとおり警察法とか刑事訴訟法の犯罪捜査とい  
う文言でおわかりのとおりでございます。いわ  
ゆる捜査の一環としての調査という言葉が適当か  
どうかかわかりませんが、捜査の一環としての実情  
把握というふうな問題、あるいは防犯活動の範囲

内でのあるいは防犯活動のために必要限度での  
実態把握と申しますか、そういう意味で言葉の上  
ではとらまえない、かように思っております。  
ただ、せっかくこういう法案ができてきて四  
条が設けられたという趣旨にかんがみまして、その  
趣旨の徹底方をこの機会をもちましてさらに一段  
と進めるといふような姿勢でまいりたい、かよう  
に考えております。

○宮地小委員長 そこで、先ほど武部委員からも  
話がありましたけれども、このネズミの中でも、  
最近サラ金と学生ネズミとの連携、いわゆるサラ  
リーマン金融のお金をネズミ講の出資金にして、  
実際に悪質な学生ネズミが関西を中心に最近  
東にまで及んできておる。先ほど文部省からも今  
後の調査、PRを積極的に進めていきたい、こ  
う言っておりますが、特にこのサラ金の問題は  
省がやはり根っこを押さえていかなくてはなら  
ない、こういうことで、いわゆる利息制限法との問  
題あるいは出資法との関係、そういうような基本  
的な問題につきましては、いろいろいま貸金業  
法として検討されているわけでございますが、こ  
のやはり根っこを押さえるサラ金との関係で  
大蔵省、特にこの新規立法を契機としてどうい  
うふうに具体的に進めていかれるか、伺いたいと思  
います。

○岡崎説明員 たいだいまのお尋ねはサラ金を中心  
にしたお尋ねと理解いたしますが、サラ金につき  
ましては、いま先生お話しのとおり、私ども関係  
する省庁も多いわけでございますので、関係省庁  
の連絡会議を中心に向きに取り組みべく検討し  
ております。できることならば今度の通商関係  
まで立立法措置も含めまして成案を得てお諮りし  
たい、こういうふうな考えております。

それに先立ちまして、サラ金自体の実体等につ  
きまして、そもそもそれは届け出ということ必  
ずしも明白に実体はわかっておりませんもので  
ございますから、それにつきましての実態調査を現  
在いたしております、近日中にその調査結果も  
まとまるといふ状態にございます。

**○宮地小委員** その辺をせびとも今回の新規立法との絡みの中から、特にここでこのネズミのやほり禁止立法ができるわけでございますから、私は、連係を密にして、この学生ネズミというものの排除に、直接的にはサラ金ということで大蔵省としても一歩立場を異にするような考えを持っておるようでございますが、これは連係プレーの中での学生ネズミ、特にサラ金ぐるみの学生ネズミの排除には積極的調査、また協力を要望したい、こういうふうな思われたいでございます。

さらに、現在このいわゆる財団法人天下一家の会がすでに登記抹消されておりながら、現実にはまだその財団法人天下一家の会という看板がかかっている、そういう中で、やはり財団法人は国が認めたものであるという会員啓蒙などが行われて、このネズミが繁栄しているわけでございますが、この新規立法を契機に、やはりこの看板を本気になっておろす、これに対してどのように働きかけをさらに進めていけるか、この点について、厚生省はきょう来てないので、

**○片岡小委員** 来ていません。

**○宮地小委員** じゃ、法務省の方でその点ちょっと伺いたいと思います。

**○佐藤説明員** どうも事柄は民事局長の所管に属すること考えられますので、先生の御趣旨を承りまして、担当部長にお伝えいたしたいと思います。

**○宮地小委員** 先ほど通産省の矢橋商政課長からマルチの關係については十分御説明あったわけですが、やはり国民がこのマルチの訪問販売法、そして今回できるネズミのいわゆる防止法、この際このネズミが逃げ込まない、これは非常に重要なこれからの考えられるところでございますが、マルチとの防止法との關係において、この際としてやはり心配されるところを特に商政課長、その点について御意見があれば伺いたいと思います。

**○矢橋説明員** 御答弁申し上げます。先ほど申し上げましたとおりでございます。

れども、私も一番心配しておりますことは、ネズミ講に關しまして全面禁止を旨とする新法ができるのに際しまして、若干の物品流通を伴うということでもって、それはネズミではなくてマルチであるというような形、これが一番予想される形でございますが、そういった形でいわゆる脱法をしてみたいと、実情を申しまして私どもの手に負えないわけでございます。そういうものにつきましては、実際に着目していただきまして、新法の方で取り締まりをお願いしたいというのが、私どもの一番の念願でございます。

**○宮地小委員** 国税庁に伺いますけれども、いままでもこのネズミのいわゆる脱税行為ということ、いろいろ週刊誌などにも、現金を相当の額持ち込んで、何か国民に挑戦するがごときのこと、これも行われて、税金が支払われてきた、こういうことも言われているわけでございますが、この新規立法を契機にいたしまして、今後国税庁としてはどのようにこの税金対策などについて取り組んでいく考えを持っているか、その点について伺いたいと思います。

**○有安説明員** お答えいたします。

国税庁といたしましては、先生の御指摘の件は、所得税法あるいは法人税法に該当する場合にはどういふふうな心構えでこれに対処するかという問題であろうと思っておりますけれども、各種のネズミ講につきましては、所得があれば、私どもは厳正にこれを調査をいたしまして課税をいたしております。特に熊本のネズミ講に対しては、国税局長を責任者とする特別調査班を編成して調査をいたしております。この法律が施行されましたネズミ講自体がどのように変化をいたしましたか、所得があれば法人税法なり所得税法に従いまして、完全にその実態を把握して課税をいたしたいと思います。

**○宮地小委員** 公取委にちよっと伺いたいのですが、この新規立法ができましたも、いろいろと抜け道をやほり巧妙に考えてくると思うのですが、やはりその最たるものはネズミ講のいわゆるPR

の仕方、巧妙な、国民から見るとなかなかわかりにくいような表現でいろいろとPRの質をまた変えてくるのではないかと、こういうことも予想されるわけでございます。そういう点、公取委員会といたしまして、この新規立法成立を契機として、何らかの啓蒙活動あるいは国民にわかりやすいという点の公取委員会としての法的検討、そういうものができるとかどうか伺いたいと思います。

**○川井説明員** ただいま先生の御指摘のような問題が今後起きるのではないかと、これは、当然予測されるわけでございまして、私も、私も公正取引委員会が施行しております独占禁止法あるいは景品表示法は、いわゆる競争手段ということとを前提としてつくられた法律でございますので、仮にこのいわゆるネズミ講が競争手段の範疇に入ってくるようなことが考えられるとすれば、それは当方で積極的に規制していくことはもとよりでございます。その範囲内で仮に広告その他不当なものがあるならば、それについては規制をしていくということになるかと思っております。

**○宮地小委員** さて、自治省に伺いたいのですが、この四条にございまして「地方公共団体の任務」、こうなりますと、いわゆる市町村が実際の現場の窓口として、いろいろと相談あるいは啓蒙、そういうものをやはり積極的にやっていくことが、国民の底辺に対して一番末端の窓口になるわけでございます。サラ金などについては、最近いろいろと相談窓口をつくったり、あるいは融資の応急的な措置というもので、各地方団体においても国に先がけていろいろ対応してきているようでございます。このネズミ講の取り締まりに対しても、国がこれだけの禁止立法を制定した以後におきまして、やはり地方自治体の窓口相談あるいは地方自治体における啓蒙活動、こういうものが積極的に働いて、国と地方自治体の連携の中でこのネズミ講の具体的な対策というものが動き出すと思うわけでございますが、この新規立法を契機といたしまして、自治省として全国の県、市町村に対して具体的なアプローチをどのように考

えておられるか伺いたいと思います。

**○金子説明員** 地方公共団体におきましては、消費生活センターのほかに各役場の窓口等におきまして住民に対しての相談業務を行っております。こういった住民の身近にある相談業務を通じてできるだけの啓蒙活動をやりたいというふうに思いますが、その具体的な方法、内容等につきましては経済企画庁その他関係の省庁と相談をしながら十分に対処してまいりたいというふうに考えております。

**○宮地小委員** この法案ができました私たちが一番心配する一点は、いまこれだけの各省庁がたまたまお見えになっているわけですが、果たしてこの省庁が中心になっていわゆる所管事務をしていくのだろうか、こういう心配が大変あるわけでございます。全部と言えは当然全部でございます。そういう点で、特にこの物価対策特別委員会の中でこの論議をしていまして以上積極的に経済企画庁としても、たとえば啓蒙活動、PR活動を積極的にやっていくことは当然でありますけれども、各省庁のいわゆる取りまとめ役といいますが、いわゆる事務の取りまとめの中心的役というふうな立場で今後の新規立法を契機にさらなる機能的働きをしていく、そういう考えがあるかどうか、その点について伺いたいと思います。

**○吉岡説明員** 経済企画庁といたしましては、先ほど武部先生の御質問にもお答えしたところでございまして、従来ネズミ講の所管はつきりしなかつたということで消費者保護会議等であったこともございまして、一応取りまとめ役を買って出たわけでございますが、それはこの法律で第一条なり第二条なりにつきまして行政庁として所管をしてこの法律を全部総合的に調整できるかという話になりますと、経済企画庁設置法の趣旨その他からいましてちよっとそれは、全部を総合的に取りまとめ、総合調整するというのはちよっと無理ではなからうかというふうに思っています。ただ、第四条の国及び地方公共団体の防止のための



調査、啓蒙のとの関係でございますが、従来からも国民生活センターという国民に対して直接啓蒙活動を行う、情報提供を行う機関がたまたま国民生活局にございますが、経済企画庁の付属機関の特設法人としてございますので、その広報団体を使って、あるいは政府広報の広報室の方にいるいろいろお願いをして各省と十分協調連絡をとりながらやっていくことについてはやぶさかでないというのを申し上げたいと思います。

○宮地小委員 いまの点について、きょうは内閣官房も来ているようでございますが、官房としてはいかなる考えをお持ちでしょうか。

○小森説明員 私どもも行ってきまして広報事務と申しますと、いわば媒体と申しますか、マスコミの媒体、テレビ、ラジオ、新聞等一般の機関の媒体を管理するという、いわば各省の個別の行政目的に沿いますようなPRを担当する、こういう任務になっております関係でございますので、私どももいたしましたは、PRの観点からその媒体を管理と申しますか、そういう観点からいろいろ関係各省と協力しながら事務を進めてまいりたいという点についてはやぶさかではございませんけれども、このこと自体について私も少し何か感じが違つてどうござりますので、その点は御理解いただければ大変ありがたい、こう思うわけでござります。

○宮地小委員 何かいまお話を聞いてみると、せつかくこれだけの新規立法を苦勞して成立をさせよう、こういうふうな努力をしているのに水をぶつかけるような弱いな答弁で大変残念でございますが、きょうは時間も限られておりますので、この新規立法が成立と同時に各省庁の機能が具体的に働いていてこそ国民の期待される法律になるのではないかと、私はこういうふうに思いますので、経済企画庁を先頭にいたしました各省庁のますますの努力、またこの法案のできる過程も皆さんは十分に——国民がどれだけ厳しい目に遭って、世論の中でつくられた法律であるという認識の中に

立って、どうか努力をしていただきたい、このことを強く要請をして私の質問を終わりにしたいと思います。

○片岡小委員長 米沢隆君。  
○米沢小委員 この問題は先ほど武部先生の方からお話がありました、結局経過期間を六カ月にするか三カ月にするか、これでかなりもめたわけでございます。

そこで参考のためにお聞きいただきたいのですが、二十九年でしたか出資法ができたときに、その対象になった連中は経過期間中という動きをしたのか、わかつておつたら教えていただきたいと思つております。

○岡崎説明員 突然のお尋ねで、私特段の用意をしておりませんし知識もございませんので、しばらく調査をさせていただきますと思つております。

○米沢小委員 それから第二条の問題であります、これはここに書いてありますように「これに連鎖して段階的に二以上の倍率をもつて増加する」というこの文言が大変気になるわけです。まあ、九倍とか一・八倍というのはないだろうというわけでありまして、たとえば一・五にした場合三人ばかり口説いていとなつたら完全に脱法行為ができるわけでございます。そういう意味で、二と書くのがいいの、それとも一定以上という、一定という倍率の数を限らないのである防止できるのではないかと感じますのであります。その点について法務省それから法制局の見解を聞かせていただきたいと思います。

○上田法制局参事 小委員長の私案をお手伝いいたしました者といまして、いまの御質問に簡単にお答え申し上げます。

実は先ほどからお話ございましたように、小委員長私案としてお手伝いしております最初の段階におきましては、構成要件というものをどのように考えていくか、具体的に言いますと、構成要件でございますから、なるべく厳格に規定しないと、そういう一つの要請がございま

す。それからもう一つは、先ほどから各先生方からお話しておられますように、構成要件を厳格にすることをよつてとんとんと脱法されるというところがあつても困る。その二点をどのように調整していくかということも苦勞しておつたわけでございます。最終的には実施機関が完全に取り締まりができないということもござりますれば委員会で立案をなさる趣旨にも反しますので、われわれの方でいたしましたは、取り締まり当局でござります法務省、警察その他よく連絡をし、最終的にまとめたのがこの構成要件であります。

いまお話しのように、二以上の倍率で増加するものというところでござりますので、一・五とかそういうものは明らかにこの構成要件から外れるとござります。増加率が低く組織も複雑になるというふうなことで、現在問題になっておりますネズミでござります、この構成要件で十分取り締まることができるというふうなことを考えております。

○佐藤説明員 私どもの方におきましても、現在刑事事件の関係で把握いたしました限りのネズミ講につきまして、いろいろ調査検討いたしましたわけでございますが、すべて二以上の倍率で増加するということも内容になっておりますし、実際問題といたしまして、ただいま法制局筋から話がありまして、端数のつく倍率では実際上あり得ない、かつ理論的にもなかなか成り立ちにくいということもござりますので、この構成要件をもちまして十分取り締まりが可能であろうというふうなことを考えております。

○米沢小委員 それから、やはりこの第二条に關連するのであります、一定額の金銭を支出する加入者が無限に増加するものであるとして、とこうあるわけですね。きのうでしてか、天下一家の会の方から請願書を持ってきて、これを読んでみますと、われわれは無限の加入者を必要としない、会員数五百万人くらいで円軌道を描く、

再加入、再々加入、こういうことで結構やれるんだからという言い方がしてあるわけですね。そうなりますと、現に彼らはこういうふうなやつておると言うのですが、今後、たとえば会員数約五百万人くらいでぐるぐる回つて円軌道でやるということになつたら、これは全然取り締まりの対象になり得ないということになるわけですね。

○佐藤説明員 第二条を読んでみますと、「一定額の金銭を支出する加入者が無限に増加する」ということに、不特定多数の加入者が無限であるということもござりますので、仮に五百万人がぐるぐる一つの円のサークルの中で回るといふことも論理的には無限でござりますので、当然この構成要件に該当するということになるわけでございます。

○米沢小委員 それからもう一つは、この法律が公布されて、施行されてからも問題になるでしょうが、現にこの講に入つて日の浅い連中が、結局取り立て騒ぎをかなり騒がしくやつていくのではないかと懸念する。そうならば、これはかなり混乱する状態が考えられるわけでありまして、この法も、いわゆる講に入つた被害者の連中は、この法律ができることによつてどうせ民事手続で返せという議論しかできないと思つて、この法ができることによって、返せという議論が何か有利になつていくものかどうか、ちよつとそのあたりを聞かせてほしいと思つております。

○上田法制局参事 いま先生の御質問は、現在加入してあります子ネズミがこの法律が通ることによつて元も取れなくなるではないか、その場合に何とかうまい方法はないであろうかということも伺いましたが、この法律で、いわゆる子ネズミというものも具体的に無限連鎖講に加入するということもござりますから、その行為は違法であるということになります。今後はこういうことで禁止措置が講ぜられるわけでございますが、いままでは無限連鎖講に入るということ自体が違法であるということにはなつておりません。したがつて、現に長野地裁の判決にござりましたように、加入金の回収、返還ということを求める民事訴訟が起

こつておるわけでございます。その場合に、いままでこういうネズミ講そのものが違法であるというようにことが法律上明定されたわけでもございませぬので、むしろ具体的な事案に処して、裁判所がこれは民法に違反するが違反しないかというふうな公序良俗の問題として取り上げたわけでございます。今度こういう法律ができませんと、裁判所の方でこういう事件は民事上におきましても公序良俗違反の事件であるという判断がしやすい一つの素材になるかと思ひます。素材にはなろうかと思ひますが、この法律は、御存じのように啓蒙宣伝をするという行政庁の行為を規定したものでございまして同時に、処罰をするということも規定した法律でございますので、直接民事的な問題にどうこう関係があるというものではないかと思ひます。

○米沢小委員 結構です。

○片岡小委員 藤原ひろ子君。

○藤原小委員 まず法務省に三つ、四つ確認をしておきたいというふうに思ひます。それは第二条ですけれども、「無限連鎖講」とは、一定額の金銭を支出する加入者が無限に増加するものであるとして」と、「あるとして」というのがひつかかるわけですが、これは「増加するものである」というふうに勧誘員が言う場合があるかと思ひます。また講の組織者とか講元、こういったところが言わない、宣伝しないというやり方もあるかと思ひます。そういうときに、その組織自体が無限に増加することを前提にして成り立っております場合ですから、無限連鎖講として規定するのだというふうに考えますけれども、このような場合も取り締まりの対象になっているというふうに理解していいわけですね。

○佐藤説明員 そのお考えでよろしいかと存じます。○藤原小委員 もう一つ第六条ですけれども「業」としてということがありますね。この場合の「業」とは一体何か。職業というふうに理解をすべきなのか、それとも幾口も加入して多数の人を

勧誘する者というふうな理解するのか。法務省としてはこの「業」として」というのをどのような解釈をしていらつしやるのか、お尋ねいたします。

○佐藤説明員 「業」として」という言葉はほかの法令でも種々用例がございまして、そのほか刑法上には「業務上」という言葉も使用してございまして、この理解をいたしましては、要するに反覆継続するものである。たとえば無免許運転者の場合、業務上過失致死傷罪が成立するかとこの問題がございまして、別にタクシーの運転手、職業として自動車運転している者でなくても、反覆継続性があれば無免許運転は業務上致死傷罪が成立するという理解になっております。この言葉の解釈、第六条も同じでございまして、反覆継続して勧誘することによって成立する罪であるということとでございまして。

○藤原小委員 次に量刑の問題です。この目的には「射幸心をあおり」というふうにしておりまして、射幸心というふうにも思えるわけですね。賭博の最高刑は懲役五年ということですが、また勧誘手口から見ますと詐欺の性質があるというふうにも考えられます。そうしますと、詐欺罪の最高刑は懲役十年ということになっていくわけですね。類似の犯罪と比べまして特に今度のこの法案が不均衡だということふうなことはないのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○佐藤説明員 第五条の法定刑の根拠につきまして、むしろ法制局サイドからのお答えの方が筋ではなからうかという感じもいたしますが、一応私なりの理解で申し上げますと、第五条の罰則は出資法の二条でございまして、先ほど一条と私申し上げたように思ひますが、二条の「預り金の禁止」に関する規定が三年以下というふうになっておりますので、一応その辺を基準にしてこのようにな刑が設定されたのではなからうかというふうに考えます。

なお、詐欺類似か賭博類似かということにつきましてもいろいろの考え方があられるわけで、一概的

に右だ左だというきめつけ方もなかなかむずかしい類型のようにも思われます。それやこれやがありまして、一応出資法の第二条を一つの基準とされてこのように刑が設定されているのではなからうかと私なりに理解しておるわけでございます。

○藤原小委員 それでは今後の問題ですけれども、今後裏をつけるとか海外旅行に行かせるとかいろいろ役務提供というふうな型が出てくるのではないかとこのようにも思ひます。先ほどからも御質問ありましたけれども、これに対する監視を強化する必要があるというふうな思ひます。必要の場合には法改正をしなければならぬのではないかとこのように思ひます。今回はこの法案には明記がされていないし、またするものも大変だというふうな状態もわかるわけですが、それでも、そういう問題が起りましたときにやらなければならぬというふうな事態が起つてくるのではないかとこのように思ひますが、その点御見解はいかがですか。

○片岡小委員 それは官庁側からお答え申し上げます。段階において考えたことを申し上げますと、それはそれで、またここに第四条で「調査及び」と書いてございまして、それぞれの受け持ちにおいて始終調査をやつてもらう、こういうことで、脱法行為については厳重にそれぞれの立場において監視をいたしますか、調査をしてもらう。そして、どうしてもそれが大きく被害を及ぼすという段階になれば、これはやはりその段階においてこの法律をさらに改正増補するということが必要になってくると思ひますので、そのときにはそのときでひとつ考えていこうという考え方で進んできております。御了承いただきたいと思ひます。

○藤原小委員 先ほど、経企庁も従来どおりに一生懸命啓蒙宣伝活動を行いますというところもお話ししたわけですが、そういうお答えの中に、従来どおりとができるだけとか十分にとかい

そこで提案をしたいわけですが、経済企画庁それから自治省、警察庁、これが共同していただいて、各県の消費生活センター、こういったところの担当者を集めて、いまから講とは一体どんなものなのか、指導の内容、予側される相談内容、こういったものに対するアドバイスなどについて周知徹底するということが非常に重要だといふふうに思ひます。それについて、できるだけいたしますとか十分にいたしますとか、十分の中身なんですけれども、いま申しましたようなこととはいかなものなのか、そういうことをされるおつもりがあるのかどうか、三省庁にお尋ねをしたいと思ひます。

○吉岡説明員 経済企画庁は、昨年だったと思ひますが、うちの国民生活局長で各都道府県知事に通知を出しまして、PRをやつていただきました。ネズミ講にかかる啓蒙をやつていただきたいというお願いをいたしました。同時に国民生活センター等でリーフレットをつくりましたものを配布いたしまして、その周知徹底に努めたわけでございます。いま先生おっしゃいますように、東京に集めてということはいま急いでできるかどうか、ちょっと私も判断いたしかねますけれども、関係省と協力の上、積極的に消費生活センターなりあるいは都道府県、市町村の職員等が十分住民の相談に応じられるように、講の内容、それから入った場合に、入らない方がいいというふうなことになるかと思ひますが、そういう現実につきましましては十分啓蒙のための資料を提供してまいりたいと思ひます。

○金子説明員 どのような方法で地方公共団体の啓蒙活動に資するのが適当であるのか、いまちょっとお答えいたしかねますが、その点については十分企画庁と相談をしてみたいと思ひます。ただ、地方公共団体の側にいたしましても、この法律ができましたら、この解釈運用その他につきましまして、この法律の条文だけでは明らかにしたいものが非常に多いと思ひます。したがいまし



て、そういった内容につきましては、これら関係各省の御協力を得なければなりません。地方公共団体が住民に対して十分に啓蒙、啓発ができる、あるいは相談に答えることができるような十分な資料をつくり、あるいは相互の調整を行う等によってその辺の措置を図る必要があるかというふうな思っております。

○片岡小委員長 警察庁、防犯の立場から……。

○佐野説明員 幸いにしてこの法律が効果を発揮してこの種の事態が六カ月後になくなっていくというふうなことになるならば、これは非常に結構でございますし、その段階ですと、私ももともと将来のためのいわばPRとか実態把握ということに十分手はつけられると思っておりますが、不幸にして依然としてこの種の事態があるということになりますと、警察内部でその捜査のための協力とか研修あるいは窓口相互の連携とかというふうな問題で、いわば警察固有の事務で相当手いっぱいになる場面が出てくるのじゃないかという感じがいたしました。しておりますので、もし万一——その事態になつてみませんとわかりませんが、事態が鎮静化して余力が出てくる、あるいはむしろPRとかその他行政面の方に十分動いていただいた方がいいという場面が出てまいりますれば、関係省庁と十分御連絡をとって、いま御指摘のようなこともその時点で改めて考えと申しますか、検討させていただきます。かように考えております。

○片岡小委員長 文部省、何かありますか。

○石井説明員 私、先ほど啓蒙につきましては、また調査につきましては、文部省としての調査権限の範囲で十分努めたいということをお話ししましたけれども、ただいま自治省の方からお話がありましたとおり、やはりこの法律の内容といふものについて十分明確にさせていただいて、それをもとにして啓蒙する必要があるというふうな考えをいえるわけでございます。

○藤原小委員 立法化がされるまで、きょうに至るまで何年かかかります、その間各省庁がなるべく速くしておこうというふうな譲り合いも私たちは

きり見られていたわけなんです。そういった中で各省庁が共同してやるというところがいままで一番抜けていたと思うのです。その点をぜひやっていただきたいというのを強く要望したいと思っております。それから私どもの方はこの施行期日を三カ月にするのか六カ月にするのかということで大変皆さんお待ちでしたというふうな思っておりますけれども、六カ月に皆さん統一していいよこれを成立させようというふうな協力いたしましたのは、処罰の点では六カ月後であるかもわからないけれども、啓蒙宣伝活動つまり第四条というのは、もう私はあしたからでも発効できていく。六カ月たてば本当は第四条は要らないぐらいになるのじゃないかというふうな思っておりますけれども、その点、いま申しました今日までのたどつてまいりましたような押せ押せの歴史ではなくて、積極的に各省庁が協力、共同してし合うというふうなことを強く要請をしておきたいと思っております。

それからいま文部省からお答えがありましたけれども、ぜひお願いしたいのは、以前に大学にずっとネズミ講はびこるという中で通達を出していただいた、これはよかったですと思っております。しかし実際に私も京都で、立命館大学それから大谷大学であるとか外国語大学であるとかそこへ入りましたいろいろ実情を聞いてみたわけです。そうしますと、なるほど一片の通達だけではだめだなというところも考えているわけです。それは大学当局が親身になって相談に乗るといふことが非常に大事だということをお考えいただけます。それで、ぜひとも文部省からそういう実のある通達といいたたき、実のある指導、これをぜひとも早くやっていただきたいと思います。学生がネズミ講にひっかかり、学生証一枚で三十万円もサラ金から借ります。しかもそれが三十万円から六百五十万円になりますよというふうな甘い言葉にひっかかる学生。それから射幸心というものでなくて、先輩後輩という関係から、学生、青年は友情や連帯を大切にいたしますから、その点でやむなくひっかかって、ひっかかったが最後、勉学も手につかない、この夏休みも

アルバイトで国へも帰らなかつたという状態が出てくるわけですから、ぜひとも、形式的な通達と平板な通達ではなくて、実のある通達を直ちに出示していただきたというふうな思いますが、いかがでしょうか。

○石井説明員 先般六月十六日付をもちまして、大学局長名の通知をいたしましたけれども、同時に、私も特別に関西地区の大学に對しましては、個別に状況等どうであるかというふうなことは、これは電話でございすが、照会したりいたしてございまして、できるだけ通知の趣旨につきましては、形式的なものではなくて、実のあるものとして学生に周知されるようお願いしているところでございます。

また、今回の法律が成立いたしましたならば、先ほど来先生御指摘のとおり、いろいろと法律の定義といひますか内容といひますか、そういうこと等につきましても明確にさせていただき、またそういうことがないとなかなか一般にはわかりにくく、そういうようなこともあろうかと思っております。そういうことをもちまして、そういうことができましたら、直ちに私もこの法律の内容をば全国の国公私立大学はもとより、それから先ほど武部先生の方からお話があったかと思いますが、各種学校等に対しても何らかの形で趣旨が徹底するようにしてまいりたいと思っております。

○片岡小委員長 依田君。

○依田小委員 一点だけちょっと確認をさせていただきます。この法律をつくりましても、脱法行為が出てしりぬぐいができない、こういうことでは困る、こう思うのです。

先ほどからいろいろ委員の方の質問を聞いております。あるいは商政課長のお答えを聞いておりますと、マルチ商法との谷間、その辺へ入ってくるものについてなかなかその辺の取り締まりが無理じゃないかという印象を私は受けたのです。そこで、ここに書いてございすが、「金銭」というふうに限って書いてあるわけでありませうけれども、この「金銭」というのは現金に限るわけでありませうか。

○佐藤説明員 現金に限ると思っておりますが、金券同様の小切手等も含まれるものと思っております。

○依田小委員 たとえば国債であるとかあるいは土地権利証であるとか、そういうものはどうですか。

○佐藤説明員 お答えいたします。ただいまの設例として挙げられました国債あるいは土地権利証等は、言うならば財産上の利益という方に入るものではなからうかと思われまので、「金銭」という言葉からそこまで読み取ることが刑罰としてはちよつと無理ではなからうかというふうな考えます。

○依田小委員 私はそう考えていきますと、非常に卑近な例でありますけれども、われわれパチンコを昔やりましたが、御承知のように直接金銭の取引をやりますとひっかかるといふわけです。そこでくつなり何かを一応くかれておいてそれを金銭にかえる、こういうやり方をやります。いま法務省のお答えですと、「金銭」の中に債券とかそういうものが入らない、こういうことになりまして、そういうものを対象に勧誘をするということになると、それが脱法行為になってきて取り締まれないというふうなことになるかと、金銭に限るといふことがこの法律の適用範囲を非常に狭めていくのじゃないか、私はこういうふうな思っております。この「金銭」といふのをなせ金品とは書けないかどうか。その辺をちよつと確認したいと思っております。

○佐藤説明員 実は私どもの立場から申し上げますと、ここに金品というふうな表現を使いました場合に、先ほどから問題になっております一応法律によって許容されておりますマルチ商法との區別が非常にむずかしくなる。片や全面禁止、片や一応許可をいたしまして合法というふうないたしました。業種規制で臨んでいるという二つの法律の立て方があるわけでございますので、それをすべからぬ方々に仮に取り込むとするならば、マル

手商法につきましても法律的な手当てをすべきではなからうか。あれをあのままにしておきましてこちらに解釈を持ち込んでくるというのは、法の整合性上かなり問題があるのではなからうかというふうに考えます。

ただ、いろいろ脱法行為があるのでなからうかという御指摘でございますが、要は金品が主であるか金銭が主であるかという実態判断の問題でございます。金銭が主であるというふうな認定がつきました場合には、多少、ほとんど値の張らないような物品のつきまとうネズミ講でありましても、やはり第二条の定義によって十分擬律できるといふふうに考えております。

○依田小委員 今度の項目にはそういうあれがございせんけれども、前の処罰法の方には加入金とは何々、いろいろ金の規定をしておるわけでありま。今度はまだ「金銭」ということだけでこの法律は書かれておるわけでありますけれども、同じ「金銭」にしても、いろいろそういうような名目の非常に微妙なところで判断のしにくいものが出てくるのじゃないか、こう思うわけでありますけれども、これは細かく規定する必要はない、ただ「金銭」でよろしいのでしょうか。

○佐藤説明員 よろしいかどうか、私何ともお答えのしようがないのでございませうけれども、一応私どもの知識でいまままで吸収しておりましたネズミ講の実態というのを照合してみますと、いづれも無限に加入者が増加する、相当多数の加入者を前提といたしましてこの講が動いていく、かつかなり複雑なシステムを必要とするわけがございませうので、たとえば土地権利証をもって金銭にかえるとかあるいは國債をもって金銭にかえるというふうなやり方ではこれはどうしてやらないけないのが現状のようでございます。したがって、当面われわれが問題としておりますネズミ講はこの「金銭」という表現で十分賅い得るといふのが私なりの考えでもございます。

○依田小委員 そうすると、法務省の感覚としては脱法行為というのはいまのところ考えられな

い、こういうことですか。

○佐藤説明員 先ほども申し上げましたとおり、法律と人間との知恵比べでございますので、絶対に考えられないかということになりますればこれはまた問題がいろいろある、考え方があろうかと思ひますけれども、一応の社会通念に従ひまして現在行われておるネズミ講を考えました場合に、まずまず金銭以外の脱法手段によって金銭同様の効果をおさめ得ようとするような講、この種講は成り立ち得ないというふうに私は考えております。

○片岡小委員長 以上で発言は終わりました。この際、お諮りいたします。  
小委員各位のお手元に配付してございます無限連鎖講の防止に関する法律案の草案を本小委員会の案とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)  
○片岡小委員長 起立総員。よって、さよう決定いたしました。  
ただいまの無限連鎖講の防止に関する法律案の委員会に対する報告等につきましては、小委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)  
○片岡小委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。  
この際、一言ごあいさつを申し上げます。  
本小委員会設置以来、小委員各位に御努力をお願いいたしました。懸案でありました無限連鎖講の防止に関する法律案につきまして、今回の草案を得ることができましたことは、ひとえに小委員各位の御熱意と関係政府当局の御協力のたまものと厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

本日は、これにて散会いたします。  
午後四時散会

無限連鎖講の防止に関する法律案小委員長

案 (目的)

第一条 この法律は、無限連鎖講が、終局において破たんすべき性質のものであるのかかわらずに、関係者の射幸心をあおり、加入者の相当部分の者に経済的な損失を与えるに至るものであることにかんがみ、これに關与する行為を禁止するとともに、その防止に関する調査及び啓もう活動について規定を設けることにより、無限連鎖講がもたらす社会的な害悪を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「無限連鎖講」とは、一定額の金銭を支出する加入者が無限に増加するものであるとして、先に加入した者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に二以上の倍率をもつて増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者の支出する金銭から自己の支出した額を上回る額の金銭を受領することを内容とする金銭配当組織をいう。

(無限連鎖講の禁止)

第三条 何人も、無限連鎖講を開設し、若しくは運営し、無限連鎖講に加入し、若しくは加入することを勧誘し、又はこれらの行為を助長する行為をしてはならない。  
(国及び地方公共団体の任務)

第四条 国及び地方公共団体は、無限連鎖講の防止に関する調査及び啓もう活動を行うよう努めなければならない。  
(罰則)

第五条 無限連鎖講を開設し、又は運営した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
第六条 業として無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
第七条 無限連鎖講に加入することを勧誘した者

は、二十万円以下の罰金に処する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。